

第90回京都市消費生活審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年12月21日(木) 午後3時～4時30分
- 2 場 所 市民生活センター 研修室
- 3 出席者 京都市消費生活審議会 14名(別紙座席表のとおり)
京都市
文化市民局長, 市民生活部長, 市民総合相談課長ほか
- 4 議 事 別紙次第のとおり
- 5 概 要

開会 福德文化市民局長あいさつ

京都市消費生活審議会(第16期)委員へ委嘱状交付後, 以下について審議

- (1) 京都市消費生活審議会(第16期)会長の選出
野村秀和委員に決定
- (2) 各委員の所属部会の決定
別紙名簿のとおり
- (3) 部会長の選出
表示・包装適正化部会: 大谷貴美子委員に決定
消費者苦情処理部会: 松岡久和委員に決定
- (4) 京都市消費生活基本計画の推進状況について
事務局より説明後, 質疑応答

野村会長 色々と多様な取組をやっていることは, 今までの審議会の中でも報告がありましたが, 基本計画を作って, それをきちっとチェックしながら, 毎年の重点項目を挙げて, しかも, その数値結果を示すというような形で出されております。事務局は大変御苦労であろうと思っておりますが, 委員の皆様方の方からはまだまだ色々と不十分, 意見がある, 質問があるということだと思いますので, この際, 少しばかり御意見・御質問をお出しいただきたいと思っております。

おいおい議論の場が設けられていくことになろうかとは思いますが, ずっと取り組んでこられた, あるいは, 行政との関わりで経験した中で,

この際、確かめておきたい、聞いておきたいことがございましたらせっかくの機会ですので御利用ください。

松岡部会長 新規・充実項目の中でももう少し内容を御説明いただきたいものが2点ございます。1点目はp2「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度の創設」ですが、端的に言って新しく作った制度はどのようなものか、また、反応はどうだったのかです。

2点目は、p6の一番下の項目で日本司法支援センター京都地方事務所（法テラス京都）というのが開設されて、そこと連携を図るということで、先ほどの説明では9月13日に協議会を開催されて、そこで、連携について協議をしていただいたということですね。

新しい機構は機能的には京都市の消費生活関連、特に相談事業と重複する部分もあると思いますが、連携の具体的内容として、どういうことをお話し合いになり、あるいは課題として議論されているのかを御紹介いただきたいと思います。

長谷川課長 1点目の「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度の創設」ですが、10月から講習会を開催し、3回目の12月15日、70人を超える受講者があったと聞いております。

申請につきましてはあると聞いていますが、件数までは把握しておりません。

2点目の日本司法支援センター京都地方事務所（法テラス京都）につきましては「コールセンター」が東京に全国ベースの事務局がございます。電話での御相談は全て「コールセンター」に入って、「コールセンター」が蓄えている情報に基づきまして、振り分けるということになっております。都市によっては消費生活相談の一部をコールセンターの方でやっているようなことも聞きますが、私どもはこちらへの連携内容としましては、「コールセンター」での振り分けにつきまして、御紹介をいただくこともございます。

それは、消費生活相談だけではなく、法律相談につきましても御紹介をしていただくこともございます。内容については全国ベースなので色々行き違いはあるかもしれませんが、電話をこちらに繋いでいただ

きましたら、必要な対応を行うということを協議会の中で各団体とも協議をしております。

ただ、新聞報道にもございましたが「コールセンター」への入電件数が少ないという話もございます。

狩野委員 p 13の「消費者教育・啓発の充実」の「10 京都府との共催事業の検討」とございますが、どういう学習を具体的にするのか教えてください。

長谷川課長 まだ正式ではありませんが、年度内に京都府と経済産業省近畿経済産業局と合同でシンポジウムをやれないかと話しております。内容は若者に被害が多いマルチなどに関するシンポジウムを開き、できれば、そこで個別の相談ブースを設けようかという話を進めているところであります。

野村会長 たぶん、京都府との協力関係は今後も強まると思いますが、少し率直に申し上げますと、予算的に単独では中々できないので一緒にやろうということでもあります。しかし、同時に府市が協力するというのも大事であります。

小林委員 消費者への情報提供ということでは、地域のネットワークの中でしっかり高齢者を守っていこうということを、この計画でも捉えてきたと思います。

「地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進」を今後も着々と進めていきたいと思いますが、地域での受けとめられかたを教えてください。

また、出前講座もきっちりとされていると思いますが、意外と御存知ない方が多いですね。出かけていき直接話すというのはとても効果があると思いますので、是非、積極的にアピールしていただきたいと思います。それから、出前講座や「くらしのなっとくゼミナール」といったようなものなど、色々とされていると思いますが、どの程度理解が深まっているのかというのもアンケートなどを利用して、理解度の進み具合を見ることができたらと思います。

鹿島部長 「安心安全ネット」については、p 9に実績がございますが、72学区ということでまだ全体の3分の1程度でございます。平成16年度か

ら開始して、平成22年度くらいまでに全学区でこの「安心安全ネット」ができればと目標におきまして、住民主体で取り組んでいただいているところです。内容としては、子どもの色々な被害や犯罪に関するものが非常に多く、どちらかと言えばそちらの部分が中心でございます。

しかし、この消費者問題の中から高齢者の見守りということにもう少し目を向けていただき、出前講座等の機会も活用しながら、今後、取組を広げていけたらと思っております。

野村会長 基本計画の推進状況については、非常に多面的で色々なことがあって、それぞれの委員が関わっておられる課題と直接結びつくものもあれば、そうでないものもあろうかと思えます。今年度もあと3ヶ月しかありませんが、18年度の課題として設定されているものについては着手、充実に図っていただきたいと思えます。

(5) 京都市消費生活条例に基づく基準の見直し等について

野村会長 条例を検討する中で色々とお議論をいただき、その中でも色々な形で問題が提起されてきました。現行の条例の中では、表示・包装の問題について三つの基準を持っているわけですが、これについては少しばかり時間もたち、今日の状況に合わない部分をできるだけ改善させていかなければならないと考えられるわけでありまして。これは条例改正の検討の段階でも意見として出ておりました。それを踏まえ、表示・包装適正化部会の検討課題につながっていく問題になろうかと思えますが、議題として、このあたりにつきまして事務局の方から御説明、御提案をお願いしたいと存じます。

長谷川課長 現行基準についての見直しの検討について答申をいただいている中で、この間事務局でも見直しを検討してきたところでございます。そこで、計画で御説明させていただきました「広告・表示ガイドラインの策定」を検討するというのを全面的に打ち出し、開始することと致しました。特に、モニターの調査で昨年度、子ども、高齢者・障害者に配慮した表示に関する調査というものもやっております。

また、京都市では平成17年度から「みやこユニバーサルデザイン推

進条例」を施行致しまして、この推進指針も昨年12月にできております。そういったものの理念を広告とか表示にどう生かせるのかを検討してまいりたいと考えております。

また、三基準につきましても、包装基準について試買調査等を実施する中で、基準自身についての理念や方向性については問題はありませんが、運用につきましても基準が制定された時に、おそらく想定されていなかったような包装とか消費者、市民の皆様のニーズがあって大きな変化が生まれているのではないかと考えております。他都市との整合性も含めて、運用の見直しが必要じゃないかということを感じております。そういったことで、審議会、表示・包装適正化部会の御意見を頂戴しながら検討していきたいと思っております。

野村会長 課長からおおよその内容についての御説明がございました。具体的には文書による部会への諮問という形をとることになるかと思いますが、事務局で御検討いただいている内容を御紹介いただいたわけですので。従いまして、それほど遠くない時期に文書による審議会、具体的には表示・包装適正化部会への諮問事項が提示されることになるかと思っております。

それを部会として受け、議論を始めていただくようなことになるかと思っておりますので、この点をまず皆様方に御報告を申し上げ、さしあたっては、表示・包装適正化部会の委員の皆様方をお願いをするということになるかと存じます。今日は具体的な文書による諮問というところまではなりません、そうなるであろうと申し上げておきます。

最後に、一言ありましたら、御発言をおねがいします。

三好委員 先ほど、西京区の「子どもレストラン&食育フェスタ in 西京」のことをおっしゃっていましたが、それ以外にはないんですか。

長谷川課長 私共が把握している中ではこのように大々的にいわゆる食育として区として取り組んでいるのは現在のところ聞いておりません。

鹿島部長 補足説明をさせていただきますと、現在、京都市では区政改革に取り組んでおります。これまで、区役所という位置付けが、各局の仕事をこなすということが、メインであったわけですが、もっと区役所が主体性

を持って、区長のトップリーダーのもとで、色々やっつけていこうということでございます。その1つに、平成17年度から実施している区政策提案予算というものがございまして、西京区がこの制度を活用して、こういう独自の取組をしたいということで予算要求し、実施しているということでございます。西京区はそのような中で特に力を入れているということでございますので、そういう御理解をいただけたらと思います。

小林委員 ノロウィルスが蔓延していますが、京都市の状況などの情報があれば教えてください。

長谷川課長 新聞報道でされている程度しか把握しておりません。

伊藤委員 基本計画の推進状況を説明する時に、他局の内容についても答えられるよう、それなりの人に来ていただかないと、他局の内容について質問がしにくい。その局の人があらかじめ来ていただいておいた方が卒なく回答できると思うので、考えてください。

野村会長 伊藤委員から大変な宿題が出ましたが、どういう質問や御意見が出るかわからない段階で他局の人たちを集めるほどの力がセンターにあるとは思えません。できたらいいですが、中々難しいなと思います。

ただ、暮らしの問題というのは全ての部分に横断的に関連しますので、あまり遠慮なさらずに、どんどん質問なり御意見なり出していただきたいと思います。その場で事務局からきれいに答えが中々出ませんけれども、当該関連部局への連絡なり照会なりはできると思います。そういったことで少しばかりタイムラグにはなりますが。大変大事な意見でございますので、踏まえておいていただきたいと思います。

これから2年間、差し当たっては基準の見直しという課題が提出されておりますので、そういったことから具体的に今後のスケジュールを立てていくことになろうかと思えます。

閉会 鹿島部長あいさつ